

悠悠年金定期預金「夢定期」

(2026年1月5日現在)

1. 商品名(愛称)	○悠悠年金定期預金 愛称:「夢定期」
2. 販売対象	○個人のお客様で次のいずれかに該当する方(おひとり様1口座に限ります。) <ul style="list-style-type: none"> ・みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ・満58歳以上の方で、当金庫で公的年金または企業年金のお受取りを予約していただいている方(予約会員の方)
3. 取扱期間	○2026年1月5日(月) ~ 2026年12月30日(水)
4. 預入期間	○自由金利型定期預金<M型>(スーパー定期・スーパー定期300) <ul style="list-style-type: none"> [単利型] 定型方式 1年 ○自由金利型定期預金(大口定期) 定型方式 1年 ※自動継続型(元金継続・元利継続) ※予約会員の方は非自動継続型とさせていただきます。
5. 預入	
(1) 預入方法	○一括預入
(2) 預入形式	○総合口座通帳、証書形式、通帳式 <ul style="list-style-type: none"> ※予約会員の方は証書形式とさせていただきます。
(3) 預入金額	○10万円以上1,000万円以下 <ul style="list-style-type: none"> ※悠悠年金定期預金、退職金専用定期預金以外の定期預金からの預替えのお取扱いはできません。
(4) 預入単位	○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息	
(1) 適用金利	○固定金利 <ul style="list-style-type: none"> ○【みどりしんきん年金友の会「会員」の方】 店頭表示金利 + 年0.10% ○【予約会員の方】 店頭表示金利 + 年0.05% ○自動継続後の金利は、継続日における「スーパー定期・スーパー定期300」または大口定期の店頭表示金利を適用します。
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
8. 税金	○受取利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約	○「総合口座」の取扱いができます。(満18歳以上) ○マル優のお取扱いは350万円までです。 ※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問合わせください。

<p>1 1. 中途解約時の取扱い</p>	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <p>○自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期・スーパー定期300)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満・・・・・・約定利率×50% <p>○自由金利型定期預金 (大口定期)</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <table border="1" data-bbox="550 533 1279 683"> <tr> <td>A. 解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 約定利率－約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</td> </tr> </table> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <table border="1" data-bbox="550 862 1279 981"> <tr> <td>A. 約定利率－約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</td> </tr> </table>	A. 解約日における普通預金の利率	B. 約定利率－約定利率×30%	C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数	A. 約定利率－約定利率×30%	B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数
A. 解約日における普通預金の利率						
B. 約定利率－約定利率×30%						
C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数						
A. 約定利率－約定利率×30%						
B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数						
<p>1 2. 金利情報の入手方法</p>	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>					
<p>1 3. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時～17時、フリーダイヤル:0120-301-865)にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>					
<p>1 4. その他参考となる事項</p>	<p>○この商品のお申し込みは、年金をお受取りまたは年金を予約された店舗に限らせていただきます。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>					